

政令第 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五条の四第三項及び第九十七条の二第五項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の五第七項並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第五条第三項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第二号中「第十八条第三項」の下に「若しくは第四項」を加える。

第九条の三中「第十八条第四項ただし書」を「第十八条第五項ただし書」に改める。

第四百四十八条第三項第一号中「第十八条第二十五項」を「第十八条第十九項（法第八十八条第一項にお

いて準用する場合を含む。）、法第十八条第四十一項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十七中「第二十五項」を「第四十一項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の四第二十項中「第十八条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正）

第四条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十二項若しくは第二十六項」に改める。

（脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第五条 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和六年政令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、建築基準法施行令第九条の三の改正規定中「第十八条第四項ただし書」を「第十八条第四項第一号」を「第十八条第五項ただし書」を「第十八条第五項第一号」に改め、同令第百四十八条第三項第一号の改正規定中「法第十八条第二十五項」を「法第十八条第二十四項第一号（法第八十七条の四）」を「第十八条第十九項（法第八十八条第一項）」を「第十八条第十九項（法第八十七条の四及び法第八十八条第一項）」に、「及び第二十五項」を「法第十八条第三十八項第一号及び第四十項（これらの規定を法第八十七条の四）」に改める。

附 則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、構造計算適合判定資格者検定の受検資格を見直す等建築基準法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。